

千代田区防犯機器購入等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、侵入盗被害の防止に有用な防犯カメラその他住宅に設置する防犯用品（以下「防犯機器等」という。）を購入し、かつ、設置する区民に対し、当該購入等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助することにより、区民の防犯意識の醸成を図り、もって安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、千代田区内に住所を有する世帯主（これに準ずる者を含む。）とする。

(補助対象費用)

第3条 この要綱による補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、次に掲げる防犯機器等であって、補助対象者が居住する住宅（共同住宅の専用部分（専用使用権が認められた共用部分を含む。）を含む。）に設置するものの購入及び設置に要する費用とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす防犯カメラ

ア 設置場所が住宅の敷地内（室内を除く。）であること。

イ 撮影範囲が近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。

(2) カメラ付きインターホン

(3) ダミーカメラ（防犯カメラの形状で撮影機能を有しないものをいう。）

(4) 人感センサー（人の動きを検知するための装置をいう。）

(5) 防犯フィルム（侵入防止を目的として窓ガラスに貼付するフィルムをいう。）

(6) 補助錠（扉又は窓に追加して設置する錠をいう。）

(7) 防犯性能の高い鍵（不正に開錠することが困難な玄関錠をいう。）

(8) その他千代田区長（以下「区長」という。）が侵入等被害防止に有用と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象費用の実支出額の2分の1を乗じて得た額又は10,000円のいずれか低い額とする。この場合において、算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期間内に、千代田区防犯機器購入等補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出するものとする。

- (1) 誓約事項及び添付書類確認書（第2号様式）
- (2) 防犯機器等の製品名及び型番、設置工事の内容、支払金額、申請者の氏名が記載された領収書その他の書類の写し
- (3) 防犯機器等の設置日又は購入日が分かる書類
- (4) 申請者の氏名、住所及び生年月日が分かる身分証明書の写し
- (5) 防犯機器等を設置した後の写真
- (6) 防犯カメラの設置工事の内容が確認できるカタログその他の書類並びに設置箇所が分かる図面及び写真（防犯カメラを設置する場合に限る。）
- (7) カメラ付きインターホンの機能が確認できるカタログその他の書類（カメラ付きインターホンを設置する場合に限る。）
- (8) 共同住宅の管理者等から、防犯機器等の設置に係る同意を得たことが分かる書類（申請者が共同住宅に居住している場合に限る。）
- (9) 賃貸住宅の所有者、管理者等から、防犯機器等の設置に係る同意を得たことが分かる書類（申請者が賃貸住宅に居住している場合に限る。）
- (10) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、一世帯につき1回を限度とする。

（交付決定及び通知）

第6条 区長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定による決定をしたときは、千代田区防犯機器購入等補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、当該補助決定者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したと認められたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 区長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又はその返還を求める場合は、千代田区防犯機器購入等補助金交付決定取消通知書兼返還金請求書（第4号様式）により補助決定者に速やかに通知するものとする。

（補則）

第9条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則（令和7年7月7日 7千地安生発第233号）

この要綱は、令和7年7月7日から施行し、同年4月1日以降に購入した防犯機器等から適用する。

附 則（令和8年3月24日 7千地安生発第1011号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。